

令和3年度第2回国立大学法人鹿屋体育大学学長選考会議議事要旨

日 時 令和3年10月18日(月) 14:30～16:02

場 所 【鹿屋体育大会場】鹿屋体育大学事務局2階 大会議室
【東京会場】東京サテライトキャンパス (web 会議を同時開催)

出席者 泉、上治、小館、中西、宮嶋、前田(明)、濱田(幸)、金高、前阪、高橋、田巻、前谷、原田の各委員

欠席者 藤本委員

陪席者 秋元監事、小林監事

議 題

議事に入る前に、本会議委員であった荻田委員の逝去に伴い、新たに田巻教授が委員となる
ことが議長より紹介された。

1 前回議事要旨確認

原案のとおり確認した。

2 議題

(1) 鹿屋体育大学学長選考の課題等について

事務局から資料3に基づき説明があった後、泉議長から諮られ、審議の結果以下のとお
りとすることが了承された。

1. 検討課題のうち関連規則等の改正等が必要な事項

1) 意向聴取(投票)について

意向聴取(投票)は従来どおり実施することとするが、意向聴取(投票)の結果の
取扱い方法については引き続き議論することとした。

<主な意見>

- ・意向聴取(投票)は必要ないと思う。半数が学内委員のため、学内の意向は、学内委員が学長選考会議の中で意見表示をすればよい。学外委員は、第三者の立場で意見を述べるほうが良いと考える。参考にするという観点から、意向聴取(投票)を行っても構わないが、その場合は結果を公表する必要はない。
- ・鹿屋体育大学では意向聴取(投票)をこれまでも行ってきたので、意向聴取(投票)を行わないということに関しては、それなりの説明も必要になるのではないかと。また、所属する教職員の意向は現状として知っておく必要があるという点で意向聴取(投票)は継続したらよいと考える。
- ・意向聴取(投票)は行い、かつ、結果については公表をする。ただし、意向聴取(投票)の結果と選考結果が逆転した場合は、理由付けを学長選考会議が責任を持って行

う。意向聴取（投票）の結果を公表することがあくまでも、開かれた大学で健全性という点では、1番世間に受け入れてもらえるのではないかと思う。

- ・最終的に意向聴取（投票）が、何の影響にも及ぼさないのであれば、やらないほうがすっきりすると考える。
- ・学長選考会議の中で、意向聴取（投票）の結果をどういう扱いにするのかももう少し明確にしないと、投票が形だけの投票になるのもどうかと思う。

2) 公募について

推薦人の数については、意見があれば次回委員会までに事務局に連絡をし、事務局で取りまとめの上、再度審議することとした。

<主な意見>

- ・意向聴取（投票）をするのであれば、推薦人の基準を厳しくすると学内候補者が有利にならないか。
- ・推薦人は必要で3人ぐらいがよいのではないか。推薦人は、学内の意向聴取（投票）資格者と同じにすればいい。条件を少し緩くすれば、多様な方が応募してくると思う。

3) 投票資格者について

原案どおり了承された。

2. 検討課題のうち選考実施における処理手続きに関する事項

1) 不在者投票について

原案どおり了承された。

2) 学長の年齢等について

学長公募時に年齢制限は設けないこととし、また、健康診断書の提出も求めないこととした。

3) 第2次審査（面接審査）について

原案どおり了承された。

<主な意見>

- ・候補者それぞれの表現方法があるので、パワーポイントを使いたい方はパワーポイントで、その他の方法がよい方は他の方法で表現したらよい。
- ・パワーポイントを使用した方が圧倒的に説得力があると思うので、使う方がよい。ただし、方法については揃えた方がよいと思う。
- ・表現方法については、それも新学長の能力の一つだと思うので、自由にすることがよい。

4) 意見表明について

原案どおり了承された。

3. 1及び2に該当しない事項

1) 学長候補者の選考について

従来どおりの方法で選考することとした。

(2) 学長の業務執行状況の確認について

事務局から資料4に基づき説明があった後、泉議長から諮られ、審議の結果提案された質問書について、文言等の整理を事務局で行い、議長が確認後学長へ提出する事が了承された。

(3) 大学総括理事の設置について

事務局から資料5に基づき説明があった後、泉議長から諮られ、審議の結果本学に大学総括理事を設置しないこととした。

3 報告事項

(1) 現学長への要望書について

事務局から、資料6に基づき現学長への要望書について回答があったことが報告された。

(2) 国立大学法人法の一部改正について

事務局から、資料7に基づき、国立大学法人法の一部を改正する法律案の概要について報告があった。

以上